

(別紙1)

建設工事の種別

(1) 土 木 工 事

受 付 す る 工 事 (入札参加を希望する工事)		必要とする建設業 法上の許可業種
工 事 の 種 別	種 別 の 分 類	
一 般 土 木 工 事	道路工事、河川工事、ダム工事（ため池、土堰堤工事を含む）、砂防工事、地すべり防止工事、治山工事、下水道工事、橋梁工事（鋼及びPC上部工を除く）、トンネル工事、シールド又は推進工事、土地造成工事、運動場整備工事、ほ場整備工事、ガードレール工事、共同溝工事	土木工事業又はとび・土工工事業
アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事	舗装工事業
PC 橋梁（上部）工事	プレテンション PC 橋工事、ポストテンション PC 橋工事、プレビーム橋工事	土木工事業
鋼橋梁（上部）工事	一般鋼橋工事、歩道橋工事	鋼構造物工事業
し ゅ ん せ つ 工 事	河川・港湾しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
さ く 井 工 事	さく井工事	さく井工事業
ボーリンググラウト工事	ボーリング工事、グラウト工事、薬液注入工事	土木工事業又はとび・土工工事業
吹 付 工 事	モルタル吹付工事、コンクリート吹付工事、種子吹付工事	土木工事業又はとび・土工工事業
造 園 工 事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事	造園工事業
鋼 塗 装 工 事	鋼構造物塗装工事、溶射工事	塗装工事業
区画線及び道路標示工事	区画線及び道路標示工事	塗装工事業
機械器具製作据付工事	①揚排水機、送排風機の各製作据付工事	機械器具設置工事業
	②除塵機、水処理機械、汚泥処理機械、上水道施設の各製作据付工事	機械器具設置工事業 又は水道施設工事業
	③水門、樋門、閘門、門扉の製作据付工事	鋼構造物工事業
	④ラバーダム	土木工事業又は機械器具設置工事業
標 識 工 事	標識設置工事	鋼構造物工事業又はとび・土工工事業

(2) 建築工事

受 付 す る 工 事 (入札参加を希望する工事)			必要とする建設業 法上の許可業種
工 事 の 種 別		種 別 の 分 類	
建 築 一 式 工 事		木造建築工事、鉄筋・鉄骨コンクリート建築工事、コンクリートブロック建築工事、プレハブ建築工事	建築工事業
家 屋 解 体 工 事		建築物解体除去工事	建築工事業又は解体工事業
電 気 工 事		建築電気設備工事、建設電気設備工事、受変電設備工事、外線工事（交通信号設備、ネオン装置工事を含む）	電気工事業
管 工 事 (配 管 工 事)		【配管工事】 給排水衛生設備工事、ガス管配管工事、厨房設備工事	管工事業
浄 化 槽 工 事		【浄化槽工事】 合併処理浄化槽工事、単独処理浄化槽工事	管工事業
電 気 通 信 工 事		テレビ電波障害防除設備工事、映像・音響・拡声設備工事、電話・情報通信設備工事	電気通信工事業
そ の 他 の 専 門 工 事	塗 装 工 事	塗装工事	塗装工事業
	防 水 工 事	防水工事	防水工事業
	内装仕上工事	たたみ工事、その他内装仕上工事	内装仕上工事業
	昇降機設置工事等	昇降機設置工事等（ダムウェーターを除く）	機械器具設置工事業
	水道施設工事	下水処理設備工事（下水道法に基づく処理設備のみ） 上水道施設工事	水道施設工事業
	消防施設工事 (消火設備工事) (警報設備工事) (避難設備工事) 〔 消火活動上 必要な施設 〕	屋内消火栓設備工事等 自動火災報知設備工事等 避難器具設備工事等 排煙設備工事等	消防施設工事業
	清掃施設工事	ゴミ処理施設工事、し尿処理施設工事	清掃施設工事業